

旧第7中学校産業廃棄物収集・運搬・処理業務委託 仕様書

1. 作業期間 令和8年(2026年)契約締結日から4月30日(木)
2. 業務概要 上記期間内に旧第7中学校にある全ての産業廃棄物(動産物に限る)を収集・運搬・処理をする業務。ただし、施設内のエアコン・避難シューター・校庭の防災BOX・ハンドボールゴールは移動しない。また薬品などは、1階の職員室内に移動すること。
3. 一般的遵守事項
 - (1) 契約締結後、本市教育委員会事務局(以下「発注者」という。)の意見を聞いて、ただちに業務契約書及び移転・処理業務に必要な関係書類を作成し、発注者に提出すること。
 - (2) (1)により作成された契約書に従い、処理業務を円滑に遂行すること。
 - (3) 災害防止等緊急の必要があるときは、臨時の処置をとること、及びその措置の内容を遅滞なく市に報告すること。
 - (4) 作業については、事前に職員と十分に打ち合わせをすること。
4. 作業に関する条件
 - (1) 施設内の作業箇所すべてに養生すること。
 - (2) 施設内を損傷させないこと。
 - (3) 紙などを入れる袋は受託者で用意すること。
 - (4) 作業後、施設内や作業場所、運搬経路を清掃すること。
 - (5) 作業については、安全を第一義とし、細心の注意を払い業務を遂行すること。万一、人的事故が発生した場合は、誠意を持って対処し、遅滞なく発注者に報告すること。
 - (6) 作業に際し、発注者及び第三者に損害を及ぼした場合、発注者の責に帰すべき場合を除いて、受託者はその賠償の責を負うものとする。
 - (7) 作業の遂行上、搬出物品を解体(分解)し、又は施設・設備を破壊する必要がある場合には、その方法について事前に発注者と協議し、承諾を得て受託者の負担により実施すること。
 - (8) その他細目については、協議の上決定する。
6. 担当
学校施設管理課 (TEL)06-6858-2705 (FAX) 06-6845-6778
メールアドレス : kyochosei@city.toyonaka.osaka.jp